2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町安積字小林一四〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字大林一二一一の八、一二一一の二〇、一二一一の二五、一二一一の二六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小林一四〇〇の一・字大林一二一一の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市宮川町祢宜ケ沢上字長トラ七二八の四、七二九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市川上字タハタ五一〇の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡川本町大字小谷四四九の一、四五〇から四五六まで、六〇七、六〇八、大字多田二八〇五の一、二八〇六の四、大字谷戸二八七四、二八七五、二八七六の一、二八七六の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第九十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十九年経済産業省告示第百六十二号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成三十年五月十日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域	指定の期間
平成二十九年七月五日からの大雨による災害	福岡県　朝倉市　朝倉郡東峰村 大分県　日田市　由布市　九重町　玖珠町	平成二十九年七月五日から平成三十年八月九日まで

○国土交通省告示第六百五十五号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成三十年五月十五日から同月二十八日までの毎日午前八時から午後六時半までの間に限る。）。

平成三十年五月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　北緯三十五度三十八分三十五秒東経百四十度一分八秒の地点、北緯三十五度三十八分五十七秒東経百四十度一分三十四秒の地点、北緯三十五度三十七分十七秒東経百四十度三分三十六秒の地点及び北緯三十五度三十六分五十四秒東経百四十度三分七秒の地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域
二　北緯三十五度三十八分四十八秒東経百三十九度五十六分五十一秒の地点、北緯三十五度三十八分二十秒東経百三十九度五十七分十一秒の地点、北緯三十五度三十七分三十五秒東経百三十九度五十五分四十二秒の地点及び北緯三十五度三十八分二秒東経百三十九度五十五分二十二秒の地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第六百五十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の十の規定により登録講習業務を廃止する届出があったので、同法第十七条の十八第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年五月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　業務を廃止する登録講習機関の名称　株式会社住宅新報社
二　業務を廃止する者の登録番号　(五)　第〇〇五号
三　業務を廃止する者の住所　東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号　ＳＶＡＸ　ＴＴビル
四　廃止する業務の範囲　登録講習業務の全部
五　業務を廃止する年月日　平成三十年三月三十一日